

官民連携(PPP/PFI)の概論

令和8年1月26日(月)



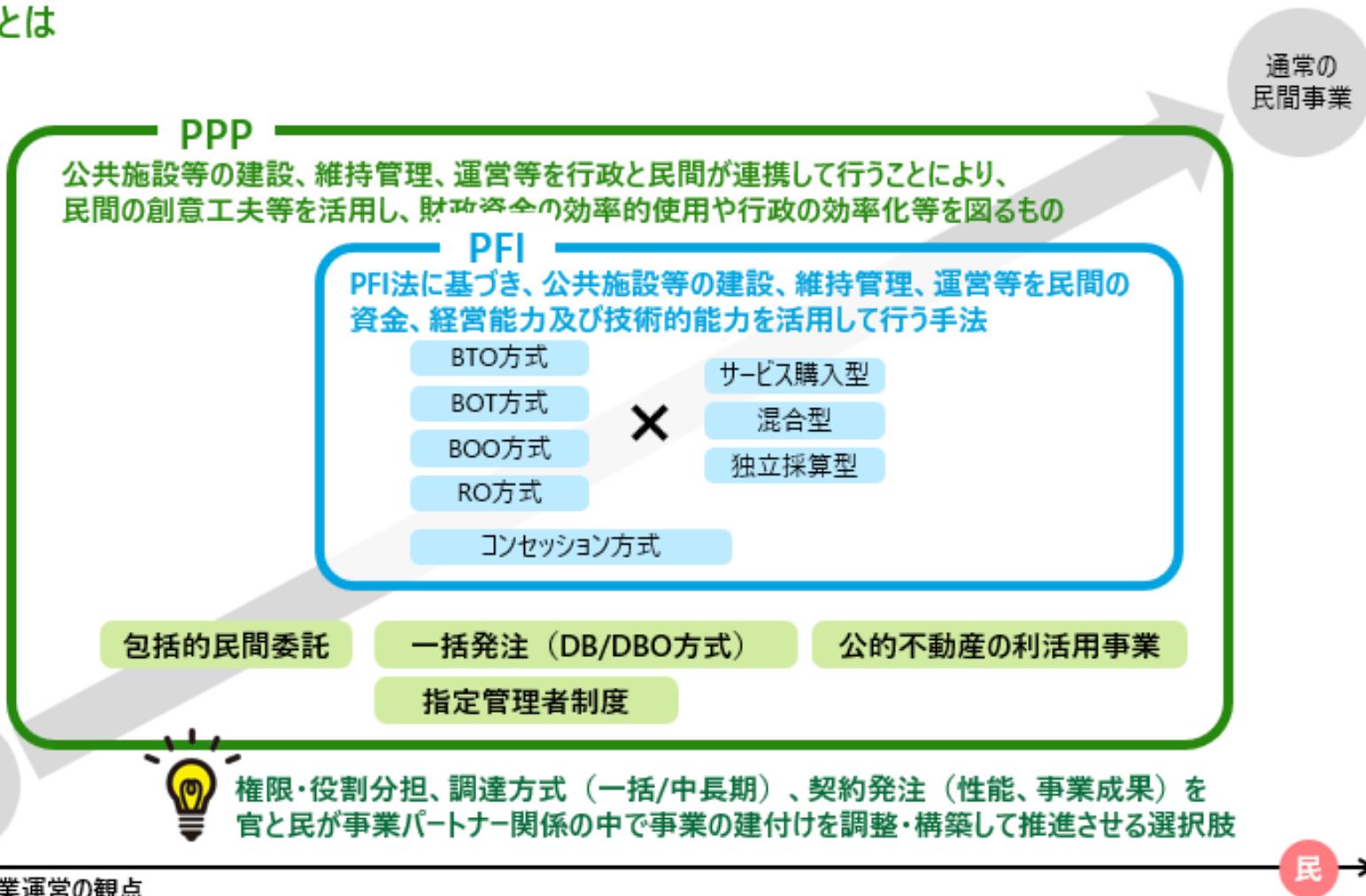
内閣府 民間資金等活用事業推進室

政策調査員 竹下 麗歌

- 1 PPP/PFIの基礎・基本(復習)**
- 2 実務に役立つマニュアル等のご紹介**
- 3 内閣府の支援制度等**

公共施設の建設・維持管理・運営等のうち、PFI法に基づく事業をPFI(Private Finance Initiative)、より広義の官民連携の概念をPPP(Public Private Partnership)と呼称します

PPP/PFIとは



性能発注により、民間事業者に対して、事業遂行に係る自由度・取組裁量が付与され、サービスの質向上、業務効率化によるインセンティブを発揮させることができます

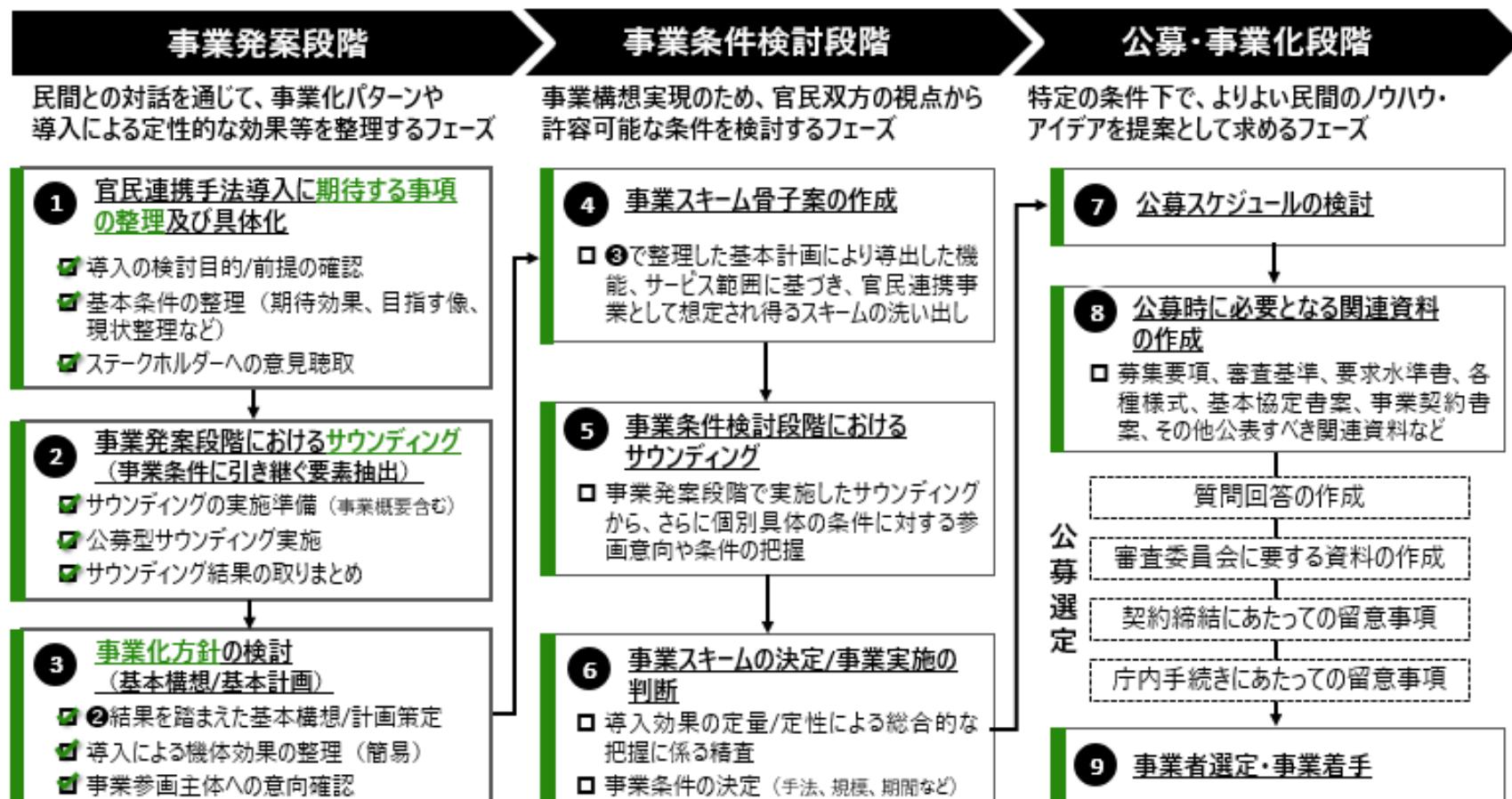
従来手法とPPP/PFI手法の比較から見る導入効果

着眼点	従来発注手法（仕様発注）	PPP/PFI手法の発注方式
民間事業者の位置づけ	管理者・発注者の補助者	運営主体・事業推進主体
業務の範囲	限定的な委託 (業務毎に分離発注)	包括的・一括発注 (設計、建設、維持管理、運営、等)
事業年数	一般的には短期間	一般的には複数年度 (一定期間のなかで成果、経費の最適化)
業務遂行における自由度	限定的 (単年度/仕様発注の範囲での最適化)	裁量により事業者の自由度の中で取り組める余地が拡張
責任分担・リスク分担	管理者（公共）の責任大	民間事業者の責任が大

- 期間・事業範囲のスケールメリットを生かし、民間のビジネスノウハウの発揮によるコスト・サービスの最適化を目指す（費用対効果、サービスの持続性）
- 施設の整備・運営を通して、そういった状態を作り出すためには、官と民の双方の条件、発現させたい効果のすり合わせ・認識共有を図りながら進めることが重要になる

標準的な事業化の流れとして、事業発案段階・事業条件検討段階・公募/事業化段階の3つ段階に区分されます

PPP/PFIの事業化手続きの標準的な流れ



出典：国土交通省「専門家派遣によるハンズオン支援」から得られた官民連携事業の具体化のポイント集」（令和7年度4月更新）をもとに作成

- 1 PPP/PFIの基礎・基本(復習)
- 2 実務に役立つマニュアル等のご紹介
- 3 内閣府の支援制度等

PPP/PFI推進室において公表しているマニュアル等

- 内閣府PPP/PFI推進室において公表しているマニュアル等を、活用できる主な事業段階に応じて分類すると以下のとおりとなる。
- 各マニュアルの掲載先URLについては次頁に掲載。

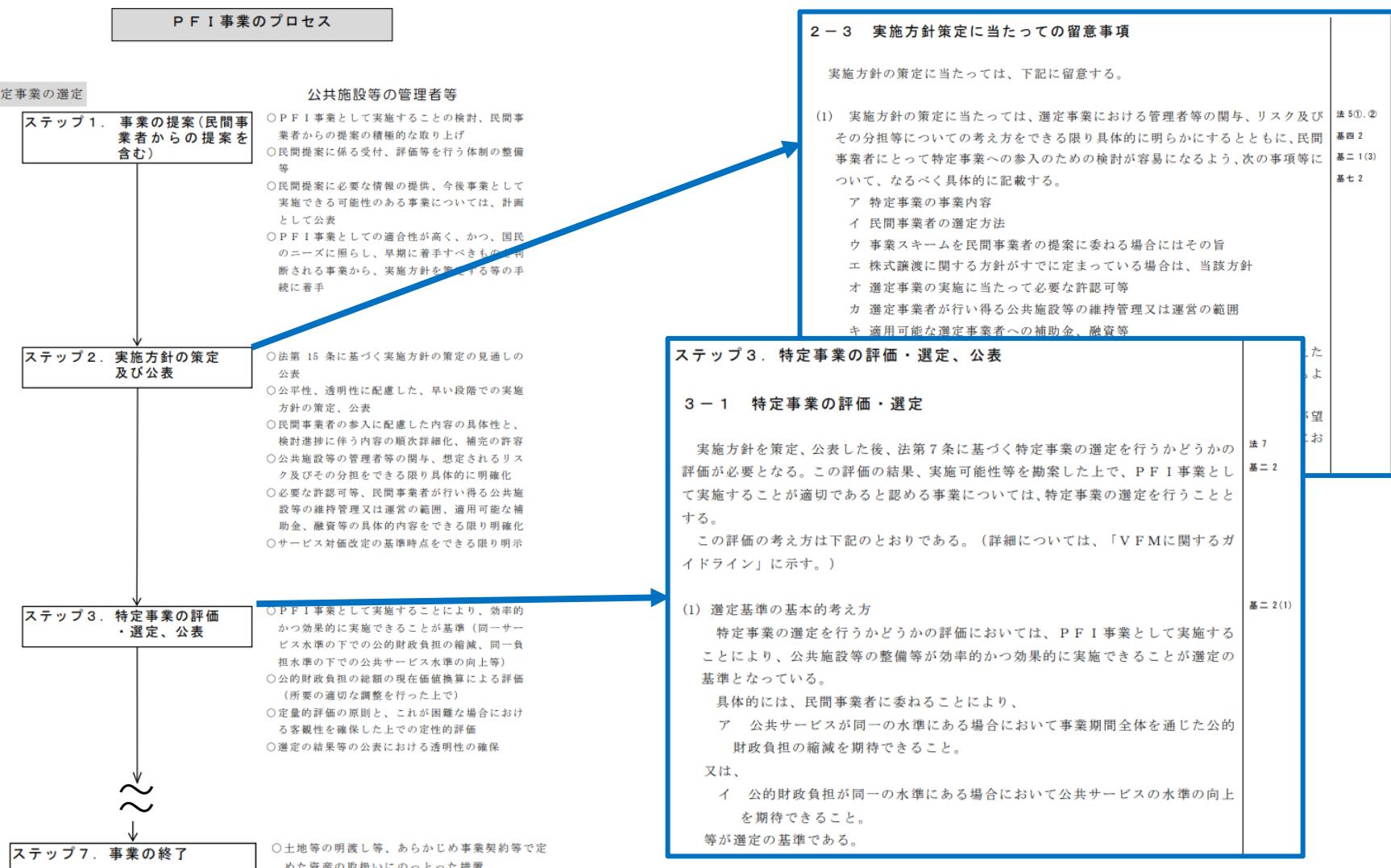
事業発案	事業条件検討	公募・事業化段階	事業者選定後
	①PFI事業実施プロセスに関するガイドライン ②PFI事業導入の手引き		
	③PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引・PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引 ④PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル		
	⑤地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル ⑥VFM (Value For Money) に関するガイドライン		
事業分野等を問わず 活用できるもの	⑦契約に関するガイドライン ⑧PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン ⑨PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版） ⑩モニタリングに関するガイドライン ⑪各種事例集等（全7種） ⑫PFI事業における事後評価等マニュアル ⑬PPP/PFI事業民間提案マニュアル ⑭地域プラットフォーム設置・運用マニュアル		
特定の事業分野・ 事業手法の場合にのみ 活用できるもの	⑮分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引 ⑯公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン ⑰スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン ⑱公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方 ⑲指標運動方式に関する基本的な考え方		

PPP/PFI推進室において公表しているマニュアル等

①	PFI事業実施プロセスに関するガイドライン	https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/pdf/process_guideline.pdf
②	PFI事業導入の手引き	https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/tebiki_index.html
③	PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引・PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引	策定の手引 https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/sakuteitebiki/pdf/sakuteitebiki.pdf 運用の手引 https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/ynyotebiki/pdf/ynyotebiki_01.pdf 運用の手引(事例集) https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/ynyotebiki/pdf/ynyotebiki_02.pdf 運用の手引(参考資料) https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/ynyotebiki/pdf/ynyotebiki_03.pdf
④	PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル	https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/kanika/pdf/dounyuu_kanika.pdf
⑤	地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル	マニュアル https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/archive/hourei/tsuutatsu/26fy/pdf/tetsudukikanika-manual.pdf 別冊 https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/archive/hourei/tsuutatsu/26fy/pdf/tetsudukikanika-manual-bessatsu.pdf
⑥	VFM(Value For Money)に関するガイドライン	https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/pdf/vfm_guideline.pdf
⑦	契約に関するガイドライン	https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/pdf/keiyaku_guideline.pdf
⑧	PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン	https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/pdf/risk_guideline.pdf
⑨	PFI標準契約1(公用施設整備型・サービス購入型版)	https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/keiyaku1/keiyaku1.html
⑩	モニタリングに関するガイドライン	https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/pdf/monitoring_guideline.pdf
⑪	各種事例集等(全7種)	https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jireishuu/jireishuu_index.html
⑫	PFI事業における事後評価等マニュアル	https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_jigohyoukato.pdf
⑬	PPP/PFI事業民間提案マニュアル	https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minkanteiansuishin.pdf
⑭	地域プラットフォーム設置・運用マニュアル	https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/platform/pdf/unyo_manual.pdf
⑮	分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引	手引 https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/donyutebiki.pdf 事例集 https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/donyutebiki_jirei.pdf
⑯	公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン	https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/pdf/uneiken_guideline.pdf
⑰	スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン	https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/stadium-arena/r4_kouhyou.html
⑱	公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方	https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_kokyoshisetsuhihoyu.pdf
⑲	指標連動方式に関する基本的な考え方	https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_shihyorendo.pdf

PFI事業実施プロセスに関するガイドライン

- PFI事業実施プロセスに関するガイドラインでは、冒頭でPFI事業のプロセスを紹介した上で、各ステップについての基本的考え方や留意事項等を記載している。
- PFI法や基本方針に定めがあるものについては右欄外に該当箇所を参考として示している。
- PFI事業の実施プロセスや実務上の手続き及びその留意点等について知りたい方におすすめ。



契約に関するガイドライン

- 契約に関するガイドラインでは、先行事例の規定内容などを踏まえ、多くのPFI事業契約において規定が置かれることが想定される事項ごとに、主たる規定の概要、趣旨、適用法令及び留意点等を解説している。
- 国がPFI法第5条第2項第5号に定める事業契約、直接協定、及び基本協定の締結にかかる検討を行う上での実務上の指針の一つとして公表しているが、国以外の者が実施するPFI事業においても参考となりうるものである。

目 次

まえがき	1
1. 事業全体にかかる事項	8
1－1 契約の目的	9
1－2 事業の趣旨の尊重	10
1－3 契約期間	11
1－4 事業日程	12
1－5 事業概要	14
1－6 規定の適用関係	15
1－7 選定事業者の資金調達	16
1－8 国有地の貸付け	21
1－9 許認可の取得	23
1－10 近隣説明	25
2. 施設の設計、及び建設工事にかかる事項	26
2－1 施設の設計にかかる事項	26
2－1－1 施設の設計、設計図書の提出	27
2－1－2 設計の変更、法令変更による設計の変更	31
2－2 施設の建設工事にかかる事項	34
2－2－1 施設の建設工事	35
2－2－2 土地の引渡し	36
2－2－3 建設工事に伴う各種調査	38
2－2－4 施工計画書の提出	40
2－2－5 第三者による実施（建設工事）	42
2－2－6 工事監理者の設置	44
2－2－7 工期の変更	45
2－2－8 第三者に与える損害（設計、建設段階）	48
2－2－9 不可抗力による損害（設計、建設段階）	51
2－3 管理者等による確認にかかる事項	55
2－3－1 現場立会い	56
2－3－2 完工検査	58
2－3－3 維持・管理、運営業務体制の確保	62
2－4 施設の引渡しにかかる事項	63
2－4－1 施設の引渡し（BTO方式）	64
2－4－2 引渡し（又は運営開始）の遅延	65
2－4－3 施設の契約不適合	68
～	
6－8 疑義に関する協議	131
6－9 不可抗力による損害への対応（再掲）	132
別紙 「基本協定」	139

1－3 契約期間

1. 概要

- ・契約期間について、始期は、契約締結日であり、その日からその効力を生じることとし、終期は、特定の年月日、又は施設の供用開始から一定期間を経過した日である旨規定される。

2. 関係法令の規定

に履行期限を記載することとしている（会計法第29条の規定）。

趣旨の規定がなされている（支払遅延防止法第4条第2号）

2－4－1 施設の引渡し（BTO方式）

1. 概要

- ・BTO方式の選定事業においては、完工確認など施設の状態の確認を経て選定事業者から管理者等に施設が引き渡される際の手続きについて規定される。（関連：2－3－2 完工検査、3－7 契約期間終了前の検査）

2. 趣旨

- ・施設の引渡しに際して、管理者等は、PFI事業契約等に従って施設が完成していることを確認し、一方、選定事業者は、建設工事に関して契約不適合責任等を負う場合を除き、施設の建設工事の履行義務が完了したことを見認定することとなる。

3. 施設の引渡しに伴う諸手続き

- ・①管理者等から選定事業者に対する施設の完工確認通知を交付し、選定事業者から管理者等に対する維持・管理、運営業務の開始が可能になった旨の通知を行う。その後、選定事業者が管理者等に対して竣工図書と施設の引渡しを行ない、その後から選定事業者が維持・管理業務及び運営業務を開始することが規定されることが通例である。ただし、施設の完工確認後、引渡し（又は運営開始）予定期までに一定期間を設け、この期間中に選定事業者が運営業務に必要な職員の確保及びその訓練を実施する規定を置く場合もある。
- ・引渡しに伴う完工確認又は施設の所有権の移転の時期については、事業日程に具体的かつ明確に規定される。
- ・施設の建設工事の完工及び施設の引渡しに伴う登記手続が必要となる場合には、その手続き及びこれに要する費用を選定事業者が負担する旨規定される（BTO方式の選定事業についても、契約期間終了前に施設の所有権を管理者等に移転する際、同様に登記にかかる手続きが必要となる場合には、これに要する費用を負担する旨規定される）。

- 1 PPP/PFIの基礎・基本(復習)
- 2 実務に役立つマニュアル等のご紹介
- 3 内閣府の支援制度等

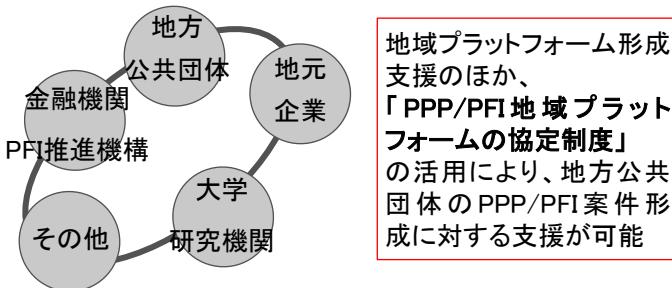
令和8年度 PPP／PFI推進に資する支援措置

支援①～③の募集期間は令和8年1月8日～2月27日正午。支援期間は令和8年度内を予定。

※本募集は、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようするため、予算成立前に募集の手続を行うものです。したがって、国会における令和8年度予算成立が事業実施の条件となりますので、国会における予算審議の状況によっては、事業内容の変更等があり得ることをあらかじめ御了承ください。

① 地域プラットフォーム形成・運営支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の形成に向けた支援（形成支援型）や、地域プラットフォーム設置後の運営課題の解決に向けた支援（運営課題解決型）を実施



② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体的な事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程の支援を実施

※支援対象の選定では、(1)～(4)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1) 人口20万人未満の地方公共団体
- (2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体
- (3) 分野横断型・広域型PPP／PFIを優先的に検討しようとする地方公共団体
- (4) 今後速やかに府内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体的な事業がある地方公共団体

③ 高度専門家による課題検討支援

公共施設等運営事業（コンセッション事業）、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

※本支援措置における具体的なPPP/PFI案件形成については、いずれの支援措置においても、『導入可能性調査開始前』段階のものが対象となります。

掲載先URL:https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/r8/r8_index.html

地域プラットフォーム

①地域プラットフォーム形成・運営支援

②優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法導入の優先的検討

事業の
段階

基本構想

基本計画

導入可能性調査

PPP/PFI手続
(PFI法に基づく手続)

事業
実施

③高度専門家による課題検討支援

①地域プラットフォーム形成・運営支援

募集期間:令和8年1月8日～2月27日正午

概要

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の形成に向けた支援や、地域プラットフォーム設置後の運営課題の解決に向けた支援を実施

支援内容

■支援対象

【形成支援型】

地域プラットフォームの継続的・安定的な取組実施を通じて、多様なPPP/PFI案件の形成を目指す地方公共団体等

【運営課題解決型】

継続的・安定的な運営に明確な課題があり、本支援を受ける合意形成が図られている地域プラットフォーム

■具体的な支援事項(例)

【形成支援型】

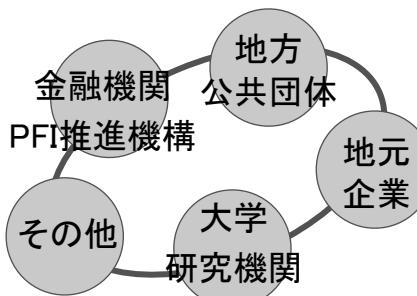
○コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの計画・設置から支援終了後の進め方の検討までを支援

- ・構成員の決定、活動計画策定の支援
- ・セミナー等の開催準備、企画立案、運営の支援
- ・支援終了後の継続的な運営体制構築や運営方法について助言 等

【運営課題解決型】

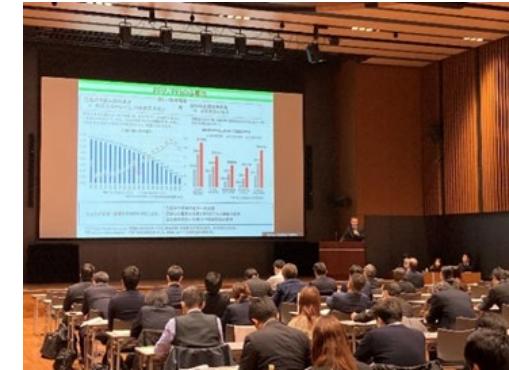
○コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの運営課題の解決策の検討・実施を支援

- ・運営課題の解決策の検討に参考となる情報提供や助言
- ・解決策の実施のために必要な関係者との調整、資料作成、セミナー・官民対話等の運営補助 等



【地域プラットフォームイメージ】

これまでの支援事例



セミナーの開催
(千葉県PPP/PFI 地域プラットフォーム:
令和5年度支援)



オープン型サウンディングの開催
(鹿児島県PPP/PFI地域プラットフォーム:
令和5年度支援)

②優先的検討規程運用支援

募集期間:令和8年1月8日～2月27日正午

概要

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程

この規程の策定と、規程を運用して具体的な事業をPPP/PFI方式で進捗させる過程に対し、職員及び内閣府が委託して派遣するコンサルタントが助言・指導等して支援

支援内容

■支援対象

優先的検討規程を令和8年度末までに策定予定又は策定済みで運用の改善を図ろうとする地方公共団体

※支援対象の選定では、(1)～(4)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

(1) 人口20万人未満の地方公共団体 (2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体

(3) 分野横断型・広域型PPP／PFIを優先的に検討しようとする地方公共団体

(4) 今後速やかに府内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体的な事業がある地方公共団体

■具体的な支援事項(例)

○コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

- ・ 優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程策定に関する府内勉強会等におけるPPP/PFIの基礎知識を始めとした講義対応
- ・ 対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供 等

これまでの支援事例



府内勉強会における講義
西条市(愛媛県)
(令和5年度支援)



府内勉強会における講義
出水市(鹿児島県)
(令和5年度支援)

③高度専門家による課題検討支援

募集期間:令和8年1月8日～2月27日正午

概要

高度な専門的検討を必要とする、公共施設等運営事業(コンセッション事業)、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家等による助言や情報提供等の支援を実施

支援内容

■ 支援対象

高度な専門的検討を必要とするPPP/PFI事業を実施しようとしている地方公共団体等
(代表例)

- ・公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)
- ・収益型事業(収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収する事業)
- ・公的不動産利活用事業
- ・PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業
- ・指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業
- ・ウォーターPPPによる事業

※支援対象の選定では、今後の展開が期待されるモデル性のある案件を優位に評価します。

※導入可能性調査開始前の検討段階の事業が対象です。

■ 具体的な支援事項(例)

○内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等のほか、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、高度な専門的知識を有する専門家が、参考となる情報提供や解決法策の検討に対する助言等を実施

- ・法令上の制約事項や会計・税務の制度等を踏まえた最適な事業スキームの検討に対する助言
- ・事業採算性の検証の実施に関する助言
(民間事業者ヒアリング、事業収支シミュレーションの実施等)
- 等

※対象事業の課題に応じた支援を実施します

これまでの支援事例

大阪市
(平成28年度支援)

設置者が「地方独立行政法人」となる場合の事業スキーム・運営体制について、
高度専門家より法務的な知見を整理

『大阪中之島美術館』

事業主体:地方独立行政法人 大阪市博物館機構
事業方式:公共施設等運営権(コンセッション)方式

- | | |
|--------|-----------------------------|
| H30.10 | 実施方針(案)公表 |
| H31.4 | 機構(地独)設立 |
| R1.6 | 実施方針公表
特定事業選定
事業者募集開始 |
| R2.4 | 事業者決定
実施契約締結 |
| R4.2 | 開館 |



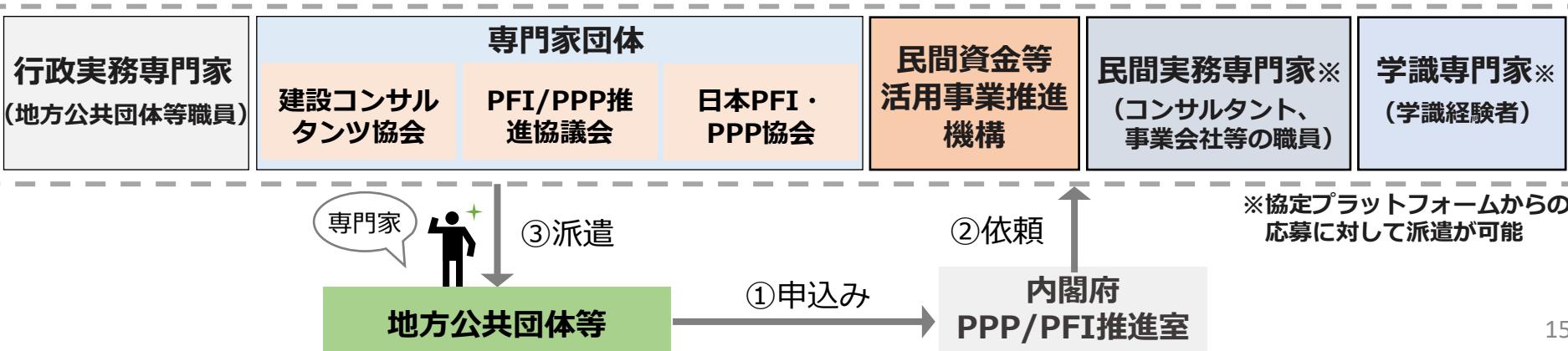
出典:大阪中之島美術館公式HP

PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和6年度末までに延べ585件。
- 令和7年度より、内閣府及び国土交通省と協定を結んでいる地域プラットフォーム（以下、「協定プラットフォーム」という。）事務局からの依頼に応じて派遣できる専門家を拡充。

【制度の概要】

- 地方公共団体等からの依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）。
- 通年で申込を受付けており、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担。
- 専門家の派遣は、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、専門家団体（コンサルタント等）、民間資金等活用事業推進機構の中から選択が可能。協定プラットフォームからの応募の場合、民間実務専門家名簿又は学識専門家名簿に記載された専門家からの選択も可能。
- 専門家は、専門的な立場から、講演、事業手法に関する助言等を実施。
(PPP/PFI事業に係る依頼内容の例)
 - ・制度概要、事例紹介、事業推進方法等に関する講演
 - ・事業の案件形成、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会対応、庁内合意形成に関する相談
 - ・金融、ファイナンスに関する相談
 - ・地域プラットフォームの形成・運用、優先的検討規程の策定・運用に関する相談
 - ・首長、地方議会の理解促進等を図る取組に関する相談
 - ・民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談



国による支援事業の公表(令和7年6月)

○内閣府および関係省庁では地方公共団体等におけるPPP/PFIの導入と案件形成を促進するため各種支援事業を実施している。各府省庁の支援事業周知を目的として、支援概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を公表。(※各支援事業により、通年または特定の時期の実施、今年度当初予算では計上されていないなどがある。)



国による支援事業

内閣府のみならず関係省庁のPPP/PFIに係る支援事業について更なる周知を図り

PPP/PFIの導入促進と案件形成を一層促進する目的から、各府省の支援事業概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を作成しました。積極的にご活用いただき、更なるPPP/PFI導入と案件形成の促進に役立てていただければと存じます。

※各支援事業については、通年で実施するもの、特定の時期に実施する、今年度当初予算では計上されていないものがそれぞれありますので、各支援事業の詳細については担当府省庁にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

- 令和7年度 国による支援事業の概要(PDF形式:349KB) [PDF](#)
- 令和7年度 国による支援事業リスト(Excel形式:44KB) [Excel](#)

データ項目（例）

- 支援対象
- 支援対象とする事業段階
- 支援内容（概要、補助率等）
- 問合せ先 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html

国による支援事業の概要（内閣府） 1/2

令和7年5月30日現在

企画・立案 導入可能性調査 アドバイザリー 設計 建設 維持管理・運営 その他

① 地域プラットフォーム形成支援
(PPP/PFI推進室)

② 優先的検討規程
運用支援
(PPP/PFI推進室)

番号	府省庁	事業名等	支援対象		支援対象とする事業段階						
			支援対象者	事業分野/対象施設	全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザリー	設計	建設	維持管理・運営
1	内閣府	地域プラットフォーム形成支援	・地方公共団体等 ・地方公共団体等を構成員として含む構成体	・特になし	○						

支援内容				問合せ先		
補助率等	概要	URL	担当部署・課	電話番号	e-mail（任意）	
内閣府が費用を負担	・内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るために、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の形成や運営を年間を通して支援	https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html	内閣府民間資金等 活用事業推進室 (PPP/PFI推進室)	03-6257-1655		

PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します

連絡先：内閣府PPP/PFI推進室

受付フォームはこちら⇒<<https://form.cao.go.jp/pfi/opinion-0028.html>>

※電話によるお問合せも可能です。 03-6257-1655（直通）

○問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

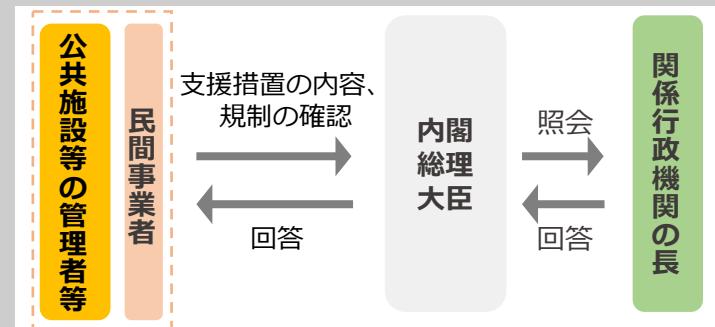
4. PPP/PFI優先的検討規程

- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めるができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



ご清聴ありがとうございました。



内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室)

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655
FAX : 03-3581-9682
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

